

## インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、インドネシア向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行、第 14 条及び第 18 条に基づく適合施設の施設認定並びに第 19 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) インドネシア向け輸出水産食品：我が国からインドネシアに輸出される食用の水産動物（生きている水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品
- (2) 認定施設：インドネシア向け輸出水産食品を最終加工※（未加工品にあっては最終保管。以下同じ。）する施設であって、本要綱に基づき認定されたもの  
（※切り身、むき身等にするための処理は加工に含まれ、保管又は輸送のために行う頭尾等の切り落とし、内臓の除去等の簡単な処理、凍結処理等は加工に含まれないものとする。）
- (3) 輸出先国規制対策課：農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課
- (4) 食品監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- (5) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (6) 都道府県等衛生部局：都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区の衛生主管部局
- (7) 証明書：インドネシア向け輸出水産食品のための動物・食品衛生証明書
- (8) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (9) 輸出者：認定施設で最終加工又は最終保管されたインドネシア向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (10) 証明書発行機関：輸出先国規制対策課、北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」と総称する。）並びに登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に定める登録認定機関をいう。以下同じ。）

### 3 施設の認定手続等

- (1) 認定施設の要件

認定施設は、次のいずれかに該当する施設とする。

- ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条に基づく営業許可を有する施設
- イ 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設
- ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が 90 点以上のものに限る。）
- エ 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設等

## （2）インドネシア向け輸出水産食品の施設認定手続

- ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式 1 の申請書を、（1）の要件を確認するために必要な書類（（1）のア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、ウについては食品衛生監視票の写し等）を添付し、別表により申請先に提出すること。
- イ 証明書発行機関は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類及び農林水産省のホームページにより（1）の要件に適合しているかどうかを審査し、審査の結果、問題がない施設については、別紙様式 2 の報告を輸出先国規制対策課に提出すること。
- ウ 輸出先国規制対策課は、イによる報告の提出があったときは、報告に係る施設に認定番号を付与し、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び全ての証明書発行機関に対して、認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は、都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は、施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。
- エ 輸出先国規制対策課は、農林水産省のホームページ上で施設認定リストを公表し、当該リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。

## （3）認定施設に関する認定事項の変更等

- ア 認定施設責任者は、認定事項（施設名称、所在地等の別紙様式 1 の申請書の記載事項をいう。）の変更があるときは、別紙様式 3 の申請書を、変更内容が確認できる書類を添付し、認定申請時の申請先に提出すること。
- イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、別紙様式 4 の認定廃止願を、認定申請時の申請先に提出すること。
- ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、（2）イからエまでに準じて行う。

## （4）認定施設の定期確認

- ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、輸出先国規制対策課に連絡を行う。
- イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、別表の報告先に内容を報告すること。

ウ 証明書発行機関は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設が（１）に規定する要件に適合していることを確認し、当該内容等を輸出先国規制対策課に連絡すること。

#### （５）認定の取消し等

ア 輸出先国規制対策課又は登録認定機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

- ① （４）の定期確認の結果、（１）の要件に適合しなくなると認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。
- ② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。
- ③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。
- ④ その他相当の理由があると認めるとき。

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、（２）イからエまでに準じて行う。

## 4 証明書の発行

### （１）証明書の発行要件

証明書の発行は、インドネシア向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。なお、証明書発行機関は、別紙様式 6 の II 「Public Health Attestation」の 7 又は 8 について疑義が生じたときは、輸出先国規制対策課を通じ、畜水産安全管理課に確認を行うものとする。

ア 3（１）の規定により認定された認定施設において最終加工されたものであること。

イ 輸出の都度、別添 2 に規定する官能検査を別添 3 の手続により行った結果、官能検査基準を満たしているものであること。ただし、「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設及び輸出品目（本要綱において「対 EU 認定施設等」という。）については、輸出者による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

ウ 養殖由来のときは、別添 2 の 4. に掲げる養殖場基準を満たしていること。

エ 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「内国貨物」であること。

### （２）証明書の発行手続等

ア 輸出者は、インドネシア向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式 5 の申請書に、以下の①から⑦までの書類等を添付して、別表の申請先に提出すること（なお、③の船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写しを申請時に提出できないときは、証明書発行日まで提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 5（1. 輸出水産食品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。）。電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行うときは、別添 1 によること（NACCS による申請は、登録認定機関に対する申請の場合のみ可能

とする。)

- ① インボイスの写し
- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券 (BL) 又は航空貨物運送状 (AWB) の写し
- ④ インドネシア向け輸出水産食品が食品衛生法等日本国内の法令を遵守して加工等がなされていることを確認できる、検査等の実施日から1年以内 (1年に1回以上の検査等を行い輸出することを3年以上継続した実績があり、申請のあった日から過去3年間の輸出において問題が認められなかった場合には3年以内。) の記録 (認定施設の食品衛生監視票、自主検査の結果等) の写し (なお、同一の認定施設で最終加工された製品を当該書類の有効期間内に輸出する場合は、当該書類の添付を省略することができる。)
- ⑤ 別紙様式9の官能検査等実施記録 (認定施設が対EU認定施設等のときは、提出を必須とはしない。)
- ⑥ 別添3の4. に規定する官能検査の検証を実施したことが確認できる書類を有する者は、直近の当該書類の写し
- ⑦ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

なお、鮮魚については、申請から発行までにかかる時間が短いため、証明書原本を通関から一週間以内に提出することを条件として、通関時は証明書のPDFによる代替が認められている。鮮魚を輸出する場合、輸出者は申請前に必ず証明書発行機関に相談し、発行可能な日程や必要な要件等を確認すること。

イ 証明書発行機関の長は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により (1) の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、以下の点に留意し、速やかに別紙様式6により証明書原本を交付する。

- ① 英語で記載すること。
- ② 「Number of certificate」及び「Health Certificate Number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。
- ③ 「Official Inspector, Name(in capital letter)」は担当者の氏名を、「Date」は証明書発行日を、「Qualification and Title」は担当者の肩書を記載、「Seal(stamp)」は証明書発行機関の印章を押印、「Signature」は担当者の署名を記載すること。

ウ 証明書発行機関は、証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 証明書発行機関は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から3年間保存する。

オ 証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式7により新年度の4月末日までに輸出先国規制対策課に報告すること。なお、発行実績がないときは0件として報告すること。

### (3) 証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式8の取消願を、発行を申請

した証明書発行機関に提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式8の取消願とともに、発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関の長は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

#### (4) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、輸出先国規制対策課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、輸出先国規制対策課は、必要に応じて食品監視安全課及び畜水産安全管理課の意見を聴取するものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

## 5 その他

### (1) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、インドネシアの動物衛生上及び食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、インドネシア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、インドネシア向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

### (2) 違反した輸出水産食品等に対する対応

輸出先国規制対策課は、インドネシアの動物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をインドネシア政府から受けるなど、インドネシア向け輸出水産食品に問題が発生したときは、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に連絡するとともに、当該インドネシア向け輸出水産食品の輸出者に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置を採るものとする。

この場合において、輸出先国規制対策課は、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

### (3) インドネシア政府との協議

輸出先国規制対策課は、(2)に定めるもののほか、インドネシア政府からの違反連絡等があったときは、インドネシア側と協議の上、適切な措置をとるものとする。